

道路工事施行承認申請書

国土交通省 中部地方整備局長 殿

第 号
令和 年 月 日

〒
住 所

氏 名

連絡先

TEL

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施 工 目 的			
施 工 場 所	路 線 名	一般国道 ()	車道・歩道・その他 ()
	場 所		
工 事 概 要			
工事の予定期間	令和 年 月 日から		
	令和 年 月 日まで		
施 工 方 法	直営・請負 施工業者	住 所	
		業者名	
		担当者	
		TEL	()
添 付 書 類	数量総括表・位置図・現況図・計画図・構造図・交通規制図・工事工程表・工事仕様書 公図(写)・土地登記簿謄本・求積表・誓約書・同意書・現況写真・その他 ()		
備 考			

記 載 要 領

- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
「連絡先」の欄には直接担当する者の氏名を記載し、「TEL」の欄には担当者の氏名を記載すること。
- 「施工目的」の欄には、当該工事を施工する理由（例えば「宅地造成及びその出入口築造」、「ガソリンスタンドの出入口築造」等）を具体的に記載すること。
- 「場所」の欄には、当該工事を施工する民地側の地番まで記載すること。
施工場所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「工事の予定期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。
仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
- 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。
また、その時には工事着手までに報告すること。
- 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を()内に記載すること。
「添付書類」欄の位置図は、1/50,000程度の平面図を、現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図(1/50～1/500程度)及び縦横断面図を指し、誓約書とは、施工後に施工箇所を道路管理者へ引き継ぐ旨を約した書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。

道路工事施行承認書

第 号
令和 年 月 日
〒 -
住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____
TEL _____

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的			
施工場所	路線名	一般国道 ()	車道・歩道・その他 ()
	場所		
工事概要			
工事の予定期間	令和 年 月 日から		
	令和 年 月 日まで		
施工方法	直営・請負		
	施工業者	住所 _____	業者名 _____
		担当者 _____	TEL () _____
添付書類	数量総括表・位置図・現況図・計画図・構造図・交通規制図・工事工程表・工事仕様書 公図(写)・土地登記簿謄本・求積表・誓約書・同意書・現況写真・その他 ()		
道路工事施行承認に係る意見照会書			
愛知県	警察署長 殿	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所	第 () 号 令和 年 月 日
上記申請に関し、下記について貴意を得たく照会する。			
記			

道路工事施行承認に係る意見書			
国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所	殿	愛知県 警察署長 印	第 号 令和 年 月 日
令和 年 月 日	国土交通省 () 第	号で照会のあった標題について、下記のとおり回答する。	
記			

道路工事施行承認書

第 _____ 号

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____
住 所

氏 名

連絡先

TEL _____

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的							
施工場所	路線名	一般国道 ()			車道・歩道・その他 ()		
	場 所						
工事概要							
工事の予定期間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から	工事の承認期間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から				
	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで				
施工方法	直営・請負 施工業者	住 所 業者名 担当者 TEL	_____ _____ _____ ()				
添付書類	数量総括表・位置図・現況図・計画図・構造図・交通規制図・工事工程表・工事仕様書 公図(写)・土地登記簿謄本・求積表・誓約書・同意書・現況写真・その他 ()						
道路工事施工承認について、下記意見を付して副申してよろしいか伺う。 記 _____ _____							
出張所長		管理第一係長	管理第二係長	管理第三係長	主 務	起案日	年 月 日
						決裁日	年 月 日
						発送日	年 月 日
						保 存 第 _____ 種	年 保存
受理日付:	年 月 日	受理番号: 国部整名国()第 _____ 号			着 手	年 月 日	
検 査 等	区 分	実 施 日	実 施 者		完 了	年 月 日	
	調 査						
	立 会						
	立 会						
等	検 査						
警察協議		照会	年 月 日				
		回答	年 月 日				
供 覧	出張所長		管理第三係長	主 務	発 送 者 印		
国部整名国一管第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 殿 名古屋国道事務所長 印 (公 印 省 略) 別紙のとおり承認したので当該施工の監督及び完了検査等、必要な措置をされたい。							

道路工事施行承認書

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____
住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

TEL _____

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的										
施工場所	路線名	一般国道 ()					車道・歩道・その他 ()			
	場所									
工事概要										
工事の期間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から	工事の承認期間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から							
	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで							
施工方法	直営・請負									
	施工業者	住所	_____							
		業者名	_____							
		担当者	_____							
		TEL	() _____							
添付書類	数量総括表・位置図・現況図・計画図・構造図・交通規制図・工事工程表・工事仕様書 公図(写)・土地登記簿謄本・求積表・誓約書・同意書・現況写真・その他 ()									
上記申請について承認し、当該施工に係る監督及び完了検査等の必要な措置を行うよう、下記出張所へ指示してよろしいか伺う。										
事務所長	(技)副所長		管理第一課長		占用係長	指導係長	主務	起案日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
								決裁日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
								決裁番号	国部整名国一管第 _____ 号	
								発送日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
							押印照合	保存	第 _____ 類 _____ 年保存	
								着手	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
								完了	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
国部整名国 () 第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 名古屋国道事務所長 殿 印 (公印省略) 上記について、下記意見を付して副申する。 記								_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____		

道路工事施行承認書

第 号

令和 年 月 日

〒 -
住所

氏名

連絡先

TEL

施工目的			
施工場所	路線名	一般国道 ()	車道・歩道・その他 ()
	場所		
工事概要			
工事の予定期間	令和 年 月 日から	工事の承認期間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで		令和 年 月 日まで
施工方法	直営・請負		
	施工業者	住所	
		業者名	
		担当者	
		TEL	()
添付書類	数量総括表・位置図・現況図・計画図・構造図・交通規制図・工事工程表・工事仕様書 公図(写)・土地登記簿謄本・求積表・誓約書・同意書・現況写真・その他 ()		

国部整名国一管第 号

令和 年 月 日

殿

国土交通省 中部地方整備局長 印

令和 年 月 日付で申請のあった道路に関する工事の施行については、道路法第24条の規定に基づき別紙条件書を付して、上記のとおり承認する。

この道路工事施行承認について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この承認書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に審査請求することができる（なお、この承認書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）。

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この承認書を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この承認書を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。